

# 日本の安全保障と集団的自衛権問題



**講師:岩間 陽子 氏**(政策研究大学院大学 教授)

政府は、7月の臨時閣議で「集団的自衛権の限定容認」とする従来の憲法解釈を変え、閣議決定をした。政府の懇談会の有識者メンバーの一人である岩間陽子氏が、日本の安全保障について語った。

## これまでの安全保障と 集団的自衛権を取り巻く状況

第一次安倍政権において、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」(安保法制懇)が設けられ、私もメンバーを務めた。この懇談会では、安倍首相より、「公海上における米艦防護」「米国に向かう可能性のあるミサイルの迎撃」「PKO等の国際的な平和活動における武器使用」「後方支援の際の他国による武力行使との一体化」という4類型についての諮問を受け、さまざまな議論を重ねて2008年6月に報告書を提出した。

日本国憲法において、自衛権はどのように定義されているのか。武力放棄を定めた憲法第九条はさまざまな読み方ができる条文であり、最終的には解釈の問題になる。現在では一般に、「必要最小限度の自衛権は認められている」という解釈が主流となっている。集団的自衛権についても、「保持はしているが、これを行使しない」というのが従来の政府の見解だった。

一方、世界に目を転じれば、戦争は19世紀まで紛争解決の手段の一つとして認められていたが、第一次世界大戦後には原則的に禁止され、例外的に個別的・集団的自衛権が認められるようになった。国連憲章第六章では、平和的手段による紛争解決の義務が掲げられる一方、第七章では、国連安保理が認

めた場合には軍事的措置を取ることが可能となる集団安全保障が規定されている。

集団的自衛権と集団安全保障は似ているようだが、内容はまったく異なる。集団的自衛権は自国だけでなく、密接な関係にある同盟国を守るための手段だが、集団安全保障とは国連安保理の決議に基づいて加盟国が行う武力行使も含めた支援のことである。

日本がPKO等の活動に参加する場合には、「武力行使との一体化」論が問題になる。この考え方は、他国の武力行使に日本が関与することも、武力行使との一体化と見なして違憲とするものだ。戦闘地域における他国の軍隊への補給や支援は認められていないが、周辺事態法で日本の自衛隊が輸送業務を行う際、あまりに厳しい制約を課すことは現場の司令官にとって大きな負担になる。もしも参加するなら、極力制約は課さない方がいいというのが私の考えだ。

## 集団的自衛権の行使を容認した 第二次安保法制懇

私も参加した第二次安保法制懇では、4類型のような明確な課題はなく、アルジェリア人質事件やソマリア沖の海賊問題など、新たに起こった国際的な問題も踏まえ、国内での法制化のあり方なども視野に入れて、具体的な議論を行った。

われわれの第二次安保法制懇では、第一次報告書と同じく、集団的自衛権に対する憲法上の制約はないとの見解を示した。この報告書の提出を受けて、安倍首相は記者会見を行った。首相は、自衛隊が湾岸戦争やイラク戦争での戦闘に参加するようなことは、決してないと断言し、私たちの報告書と政府の立場は必ずしも一致しないことを明言した。

一方で国民の命と暮らしを守るための「切れ目のない対応」を強調すると同時に、わが国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるときは限定的に集団的自衛権を行使することは許されるとした。

その後、集団的自衛権に関する与党協議を経て、7月1日に「武力攻撃に至らない侵害(グレーゾーン)への対処」「国際社会の平和と安定への一層の貢献(ただし、武力行使との一体化論は維持する)」「憲法第九条の下で許容される自衛の措置」が閣議決定された。

こうした経緯を踏まえ、今後国会による議論が行われるだろう。同時に、私は司法の役割も重要だと考える。司法には違憲立法審査権があるが、日本では「砂川判決」以降、自衛権に関する明確な憲法判断が行われてこなかった。これはおかしなことであり、今後は司法が積極的に違憲立法審査権を行使すべきだと考える。